

契約番号

電子計算機の賃貸借および
ソフトウェアの提供に関する契約書

電子計算機の賃貸借およびソフトウェアの提供に関する契約書

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、
日本教育情報機器株式会社 (以下「丙」という。) 所有の電子計算機および関連機器 (以下「機器」という。) の賃貸借およびソフトウェアの提供に関し、乙が責任をもって丙をして賃貸ならびに提供させることについて、次のとおり契約を締結する。

I. 電子計算機の賃貸借

1. 機器名および数量 :

(明細は別紙明細表1のとおり)

2. 機器の賃貸料 : IIIに記載のとおり

3. 機器の据付場所 :

II. ソフトウェアの提供

1. ソフトウェア名および数量 :

(明細は別紙明細表2のとおり)

2. ソフトウェアの提供料 : IIIに記載のとおり

III. 月額料金の取引金額

1. 機器の賃貸料 (月額)	円
2. ソフトウェアの提供料 (月額)	円
3. 月額料金	円
4. 消費税額および地方消費税額 (月額)	円
5. 月額料金の取引金額	円

IV. 契約期間 : 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

なお、甲は、上記機器およびソフトウェアについて、各年度の当該契約に関する予算の承認 (確保・示達) を前提として、機器の引渡およびソフトウェアの検収が完了した日から起算してカ月間以上、契約を継続するよう努めるものとする。

契約条項

第1章 総 則

(契約の趣旨)

- 第1条 甲に対する機器の賃貸借およびソフトウェアの提供に関する契約の内容については、この契約条項による。
- 2 前項にかかわらず、頭書に機器賃貸料の記載がない場合は、機器の賃貸借に関するこの契約の各条項は適用されないものとし、ソフトウェア提供料の記載がない場合は、ソフトウェアの提供に関する契約の各条項は適用されないものとする。
- 3 乙は、丙をして、この契約に基づく乙の債務を履行させるものとし、もし、丙が債務を履行しない場合は、乙が当該債務を履行する。

第2章 機器の賃貸借

(機器の引渡)

- 第2条 甲は、機器の納入を受けたのち、引渡が完了したことを確認する丙所定の「引渡完了通知書」を丙に提出する。
- 2 甲は、納入時期までに据付場所において機器の受入準備を完了する。
- 3 機器の納入および調整等に要する費用は、甲の負担とする。

(丙の所有権表示)

- 第3条 丙は、機器に丙の所有に属する旨の表示を行う。
- 2 甲は、前項の表示を汚染したり、取外してはならない。

(機器の保守)

- 第4条 丙は、機器が正常に動作するよう、丙の負担において、所定の保守を行う。ただし、甲の故意もしくは過失によって修理または調整の必要が生じたときは、それらの修理費、調整費を甲が負担する。
- 2 機器について所定の保守を超える特別な保守を必要とする場合は、甲がその費用を負担する。
- 3 丙は、前2項の保守を乙または保守会社に委託して行う。
- 4 保守にあたり必要とする電力、消耗品等は、甲の負担とする。

(補給品)

- 第5条 甲が機器に使用するフレキシブルディスクカートリッジ、プリンタ用インクリボンその他の補給品は、機器製造会社所定の標準仕様に適合するものとする。
- 2 前項に規定する規格品以外のものを使用した場合に生じた機器の事故については、甲の責任とする。

(他の機械器具の取付、機器の改造、移転)

第6条 甲は、次に定める事項については、あらかじめ丙の文書による承諾を必要とする。

- (1) 機器に他の機械器具を取付ける場合
- (2) 機器を改造する場合
- (3) 機器を頭書記載の据付場所から移転する場合

2 前項の場合に要する費用は、いずれも甲の負担とする。

(乙および丙の責任制限)

第7条 乙および丙は、プログラムに起因する機器の動作停止、故障、事故等によって甲に生じた損害については、一切の責任を負わない。

(保 険)

第8条 丙は、機器に動産総合保険を付保し、その保険料は丙が負担する。

(機器の引取)

第9条 この契約が解約されたときは、丙は解約された機器をすみやかに引き取る。

- 2 甲は、機器の引取が完了するまで、善良なる管理者の注意をもって機器を管理しなければならない。
- 3 機器の引取時の解体、荷造りおよび丙指定場所までの運送に要する費用は、甲の負担とする。
- 4 機器引取後の据付場所の修復費用は、甲の負担とする。

第3章 ソフトウェアの提供

(ソフトウェアの定義)

第10条 この契約でソフトウェアとは、甲が、著作権者等適法な権原を有する者との間でソフトウェアの使用許諾契約を締結することを前提に、丙から提供されるものをいい、記録媒体、パッケージおよび取扱説明書等を含む。

(ソフトウェアの検収)

第11条 甲は、ソフトウェアの納入を受けたのち、検収が完了したことを確認する丙所定の「検収完了通知書」を丙に提出する。

2 ソフトウェアの納入および調整等に要する費用は、甲の負担とする。

(ソフトウェアの複製等)

第12条 甲は、第10条のソフトウェア使用許諾契約において認められている場合以外は、ソフトウェアの複製・改変を一切できない。

(ソフトウェアの滅却)

第13条 甲は、解約されたソフトウェア(記録媒体、パッケージおよび添付された取扱説明書ならびに第10条の使用許諾契約に認められている範囲で複製・改変したものを含む)について、解約日後ただちに滅却するものとし、解約日から1カ月以内にその滅

却を証明する「ソフトウェア滅却証明書」を丙に提出する。

第4章 共 通 事 項

(月額料金)

第14条 機器の賃貸料およびソフトウェアの提供料(以下あわせて「月額料金」という。)は頭書記載の金額とする。ただし、契約期間に1カ月未満の端数が生じた場合は、当該月の暦日数を分母とする日割計算により算出する。

(消費税および地方消費税)

第15条 消費税額および地方消費税額(以下「消費税額等」という。)は、前条に定める月額料金ならびにこの契約に基づき甲が乙または丙に支払うべき費用の金額に対し、消費税法第28条第1項および第29条ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定に基づき算出する。

2 消費税額等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

(月額料金の取引金額の請求および支払)

第16条 丙は、月額料金および消費税額等について、使用月の翌月初めに請求を行い、甲は支払請求書を受領した日から30日以内に、丙に支払う。

2 甲の責に帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、丙は、その請求金額につき、年8.25%の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(技術指導等)

第17条 この契約に定める機器ならびにソフトウェアに関し、甲が必要とする技術指導およびバージョンアップ等に要する費用は、甲の負担とする。

(善良なる管理者の注意等)

第18条 甲は、機器の据付場所をあらかじめ機器製造会社の定める基準により機器のために良好な環境に保持すること等、善良なる管理者の注意をもって機器およびソフトウェアを管理する。

2 甲は、機器の使用に際しては、それらに添付される取扱説明書等に定めるとおりの用法および用途にのみ使用する。

3 甲は、機器およびこの契約に基づく賃借権等を第三者の権利の目的物とすることはできない。

4 甲は、この契約に定めるソフトウェアおよびその複製物を第三者に提供してはならない。

(損害賠償)

第19条 丙は、甲の故意または過失によって、機器およびソフトウェアに盗難、滅失、

毀損等の事故が発生し、損害を受けた場合、甲に対してその賠償を請求することができる。

(立入権および秘密保持)

第20条 乙および丙は、乙、丙および丙が業務を委託した保守会社等の従業員を、機器およびソフトウェアの納入、管理または機器の保守等の為、機器の据付場所に立入らせることができる。この場合、乙、丙および保守会社等は、当該従業員に必ず身分証明書を携行させる。

2 乙および丙は、前項の立入に際して知得した甲の業務上の秘密を外部に漏洩してはならない。

(通知義務)

第21条 次の場合、甲は、遅滞なく乙および丙に通知しなければならない。

(1) 機器およびソフトウェアにつき、乙および丙の権利を侵害するような事態が発生したとき、またはそのおそれがあるとき

(2) 機器およびソフトウェアにつき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき

(契約の解約)

第22条 甲は、この契約に定める機器およびソフトウェアの全部または一部を解約しようとする場合は、解約しようとする日の3カ月前までに乙および丙に文書にて申出る。

(契約の不履行)

第23条 甲または乙および丙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約に定める債務を履行しない場合には、文書をもって催告を行ったのち、この契約を解除することができる。

(協 議)

第24条 この契約に定めない事項またはこの契約の履行について疑義を生じた場合は、甲乙丙間で協議して決定する。

この契約締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙

丙 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
日本教育情報機器株式会社
代表取締役